

(様式 1-3)

## 福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	個人線量計校正事業	事業番号	(3)-22-1
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)	双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(15,919) 23,753(千円)	全体事業費	(31,924) 55,089(千円)	

### 帰還環境整備に関する目標

双葉町の帰還の見通しがたたない現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられており、今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町の除染計画が策定されてない状況から一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

### 事業概要

個人線量計は、福島県内及び福島県隣県に避難されている町民に貸与しているので、線量計の精度の維持を保つため点検、校正業務を行なう。

### 当面の事業概要

#### <平成28年度>

健康福祉課対象者世帯用 1,060台

個人線量計の貸与(記録用紙同封) → (報告用紙送付) 6ヶ月毎に積算線量報告 → 健康管理システム入力 → 線量計の校正回収 → 校正済線量計発送(記録用紙同封・報告用紙送付) → 健康管理システム入力

住民生活課対象者世帯用 200台

町民自らが放射線量を確認するため、遠方の町民等に貸与するための個人線量計の校正を行なう。

#### <平成29年度>

平成28年度と同様に実施予定

### 地域の帰還環境整備との関係

日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。

### 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	尿による内部被ばく検査事業	事業番号	(3) - 22 - 2
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(34,234) 41,468(千円)	全体事業費	(78,034) 70,404(千円)	

帰還環境整備に関する目標

双葉町の帰還の見通しがたたない現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられており、今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町の除染計画が策定されてない状況から一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

事業概要

すべての町民を対象に尿による内部被ばく検査を実施する。特に県内に避難している町民は、食品に含まれた放射性物質を知らずに摂取し、健康に多少の不安を持っている。尿検査を行なうことによりその不安を払しょくすることができる。平成24年度から実施し、町民及び町が毎年経過観察を行なう。

当面の事業概要

<平成28年度>

対象者：全町民（尿 2000ml・500ml オムツ 1kg）

全町民へ検査希望案内送付 → 希望者へ採尿キット送付 → 検体送付 → 検査結果通知（町・受診者）

<平成29年度>

平成28年度と同様に実施予定

地域の帰還環境整備との関係

日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業	事業番号	(3) - 22 - 3
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費		(6,572) 8,678(千円)	全体事業費	(14,294) 17,102(千円)	

### 帰還環境整備に関する目標

双葉町の帰還の見通しがたたない現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられており、今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町の除染計画が策定されてない状況から一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

### 事業概要

甲状腺検査は、震災当時39歳以下の町民を対象に実施する。

### 当面の事業概要

#### ＜平成28年度＞

- ① 対象者を抽出し、該当者に指定医療機関名一覧を通知する。
- ② 検査希望者は近隣の指定医療機関にて受検する。
- ③ 検査結果について、受検者は自らは健康管理手帳に綴るとともに、町は健康管理システムにデータを保存する。

#### ＜平成29年度＞

平成28年度と同様に実施予定

### 地域の帰還環境整備との関係

日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。

### 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

### 関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

### 基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	内部被ばく検査機器等保守点検事業	事業番号	(3) - 22 - 4
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(2,757) 4,790(千円)	全体事業費	(5,547) 10,370(千円)	

帰還環境整備に関する目標

双葉町の帰還の見通しがたたない現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられており、今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町の除染計画が策定されてない状況から一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

事業概要

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査は全町民を対象とし、その検査機器の精度を維持するため保守点検業務を実施する。

当面の事業概要

<平成28年度>

機器の精度の維持管理を保つため、毎月の保守管理、年3回の定期点検、校正を行なう。

キャンベラ社製・AKP社製の2台

また、設置場所である双葉町役場さいたま支所の耐震補強工事が平成28年8月頃に実施される予定で、その際に騎西保健センターに移設し、以降はその場所で検査を行うことになるため、さいたま支所から保健センターまで移設する。

<平成29年度>

平成28年度と同様に実施予定(機器の移設は除く)

地域の帰還環境整備との関係

日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3)-22-5
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費		3,269（千円）	全体事業費		16,345（千円）

帰還環境整備に関する目標

双葉町の帰還の見通しがたたない現状で、町民の方々は大変厳しい避難生活を強いられており、今後も長期化による健康への不安、特に放射線に関する不安が懸念されるところである。

このため、食品摂取の観点から、町民からの検査依頼により、自家消費野菜等の放射能検査を行うことで、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

事業概要

福島県内8か所に設置してある食品放射能測定システムを使用し、自家消費野菜等の放射能検査を行う。

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・福島県内に設置した検査機器の点検委託 9台（日立アロカメディカル株製）
  - 福島市 北幹線第二仮設住宅（1台）
  - 郡山市 富田町若宮前仮設住宅（1台）
  - 郡山市 喜久田町早稲原仮設住宅（1台）
  - 郡山市 日和田町高倉仮設住宅（1台）
  - 白河市 郷内第二仮設住宅（1台）
  - いわき市 南台仮設住宅（1台）
  - 双葉町役場いわき事務所（1台）
  - 双葉町役場郡山支所（2台）
- ・検査機器設置に伴う管理経費
- ・放射能検査実施に係る人件費 1人

<平成29年度>

- ・平成28年度同様に実施予定

地域の帰還環境整備との関係

未だに福島県産野菜等の風評が根強いため、希望する町民向けに、県内産の野菜等の検査を通じ、安全・安心を確保することにより帰還の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	中野地区復興産業拠点整備事業	事業番号	(1)-8-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		76,578（千円）	全体事業費	10,000,000（千円）	

### 帰還環境整備に関する目標

町域の96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（平成27年3月策定。以下「長期ビジョン」という。）」により、町域の4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めいくこととしている。

同ビジョンでは、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備していくことを考えているところ。

復興産業拠点については、町民委員を中心とする双葉町復興町民委員会での平成27年度における議論の結果、「中野地区復興産業拠点整備方針（案）」及び「中野地区復興産業拠点の整備イメージ（案）」を含む「双葉町復興町民委員会提言書（平成28年1月双葉町復興町民委員会決定。以下「提言書」という。）」を取りまとめられており、平成27年度中に、町として当該提言書の内容を踏まえ、双葉町復興拠点基本構想の策定を予定しているところ。町としては、今後、当該基本構想を踏まえながら、平成30年頃の企業活動開始を目指すとした長期ビジョンの実現に遅れが生じないよう、復興産業拠点の整備を着実に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本事業は、「復興シンボル軸沿いかつ復興祈念公園沿いに、産業交流センター（仮称）を中心とした中核施設を整備し、その周辺に事業再開や企業誘致の受け皿として、共同事業者や産業用地等を確保（提言書より）」することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。

### 事業概要

原子力災害被災地においては事業再開や新規産業の創造の見通しを立てることが難しい。そのような状況で、意欲のある事業者は被災地で事業を開始・再開するための事業所や付帯施設、従業員向けの福利厚生施設の整備を希望しているものの、その受け皿となる事業所用地や共同事業所の不足が、地域の再生を加速化することの障害となっている。そのため、本事業では、意欲ある事業者による事業再開や新規事業の開始に必要な事業所等を立地するための用地整備等を支援するものである。

具体的な開発地域は、前述のとおり、長期ビジョン及び提言書に基づき、双葉町内の避難指示解除準備区域のうち、津波リスクが低い中野地区とする。中野地区内での具体的な開発区域及び開発面積については、提言書等において示された「中野地区復興拠点の整備イメージ（案）」等を参考に、別添の34.2haを第一期開発区域（そのうち産業・研究・業務用施設用地は約17ha）、17.2haを第二期開発区域とすることを想定し、整備を進める。なお、実地測量及びポーリング調査については、地質調査の結果や地権者の意向により、結果的に当初予定区域が全て開発に当たっての適地であるかどうか不明なので、中野地区復興産業拠点全域（51.4ha）について行う。

第一期開発区域については、町内事業者の事業再開と廃炉関連企業その他の民間事業者の新規参入の受け皿となるよう、今後更に詳細なニーズ調査を行いながら、共同事業所（貸事業者）、産業用地、調整池等の整備を進める。

**第二期開発区域については、今後のニーズに応じて、産業・研究・業務施設の整備を推進する。**

**当面の事業概要**

**【平成 28 年度】**

**■実地測量・ボーリング調査の実施、基本設計、用地交渉、都市計画決定**

中野地区復興産業拠点全域について、拠点構想を踏まえつつ、実地測量・ボーリング調査を行う。あわせて、調査結果も踏まえつつ、第一期開発区域の基本設計の策定を行う。可能な部分については、用地交渉を始める。また、開発許可・農地転用に関する事項を記載した復興整備計画を作成の上、復興整備協議会を経て拠点全域の都市計画決定を行う。

**【平成 29 年度】**

**■【第一期開発区域】用地取得、実施設計の策定、造成工事**

基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路（事前）協議、都市計画法に基づく開発許認可などの開発に必要な法的手続きをを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。

下半期には、実施設計に基づき、用地取得ができるところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、調整池工事、整地工事等を進める。

**■【第二期開発区域】基本設計、用地交渉、都市計画決定**

前年度に実施した実施測量・ボーリング調査の結果を踏まえつつ、第二期開発区域の基本設計の策定を行う。可能な部分については用地交渉を始める。

**【平成 30 年度】**

**■【第一期開発区域】造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援**

年度内の一供用開始を目指し、用地造成等を進める。また、造成工事完了後速やかに事業所の立地が進められるよう、造成工事と並行して、事業者の誘致活動を行う。

**■【第二期開発区域】用地取得、実施設計の策定、造成工事**

基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路（事前）協議、都市計画法に基づく開発許認可などの開発に必要な法的手続きをを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。

下半期には、実施設計に基づき、用地取得ができるところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、整地工事等を進める。

**【平成 31 年度以降】**

**■第一期開発区域について、全域の供用**

**■第二期開発区域について、造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援を経て、全域の供用**

**地域の帰還環境整備との関係**

町全域が避難指示区域（内 96% の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、長期ビジョン等に基づき、JR 双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。

**関連する事業の概要**

**【JR 双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】**

双葉町では、JR 双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	復興まちづくり計画（第二次）策定事業	事業番号	(1)-10-1
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）	
総交付対象事業費		43,243（千円）	全体事業費	43,243（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
双葉町は 96%が帰還困難区域に指定されており、町の復興・再興への道は厳しく、まだまだ長い年月がかかると見込まれる。そうした中、平成 25 年 6 月には町民の生活再建と町の復興に向けた道のりを示す「復興まちづくり計画（第一次）」を策定し、当面 4 年間（平成 29 年頃まで）に取り組むべき施策を取り上げた。 双葉町の復興を巡る状況は第一次計画以降も刻々と変化しており、第一次計画の前提となった町民の意識・意見も変化しているため、町づくり計画（第二次）を策定することにより今後必要となる施策を町民に提示し、復興への機運を高めるとともに、新たな復興への動きを加速することを目標とする。					
事業概要					
双葉町ではこれまで、東日本大震災復興交付金を活用し、東日本大震災による地震・津波災害及び福島第一原子力発電所の事故による原子力災害に見舞われた町の復興に向けて、双葉町が取り組むべき短期・中期・長期的な目標及び施策等を示すため、町民参加型の復興会議を開催し、町民の意見・提案等を踏まえて平成 25 年 6 月に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）（以下「第一次計画」という。）」を策定し、その施策を具体化するために以下の計画を策定した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画（実施計画）：平成 26 年 3 月策定、平成 27 年 3 月改訂（平成 28 年 3 月にも改訂の予定)<ul style="list-style-type: none"><li>- 第一次計画に記載された施策全般の具体化を図る</li><li>- 町外拠点におけるコミュニティの整備を重点的に検討</li></ul></li><li>・双葉町復興まちづくり長期ビジョン：平成 27 年 3 月策定<ul style="list-style-type: none"><li>- 第一次計画における双葉町の復興・再興の考え方を具体化し、町の将来像を明らかにする</li><li>- 町の将来像や土地利用構想、復興への行程などを明示</li></ul></li><li>・双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画：平成 27 年 3 月策定<ul style="list-style-type: none"><li>- 町全体の復興に先立ち、津波災害・原子力災害の影響を受けた避難指示解除準備区域の復旧・復興と将来の土地利用の在り方を明示</li></ul></li><li>・双葉町内復興拠点基本構想：平成 28 年 3 月策定予定<ul style="list-style-type: none"><li>- 事業者等に対してアンケート調査を実施し、諸施設の具体的な内容・配置を明示</li><li>- 段階的な整備方針を検討</li></ul></li><li>・双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画：平成 28 年 3 月策定予定<ul style="list-style-type: none"><li>- 「復興のさきがけ」として、荒廃した津波被災地域を有効利用した先行整備モデル事業を明示</li></ul></li></ul>					
これらの施策を踏まえ、平成 28 年度は、新たに福島再生加速化交付金を活用し、平成 29 年に予定されている避難指示区域の見直しや将来的な帰還目標時期などを見据えながら、第一次計画の見直しを行い、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」を策定する。					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定 <ul style="list-style-type: none"><li>- 平成 25 年に策定した第一次計画を“人の復興”と“町の復興”について現状に即した計画に見直す</li><li>- 帰還目標時期、将来の人口目標などを議論した上で盛り込むことを検討</li></ul>					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉町は東日本大震災と併発した原発事故により、町全域が避難指示区域となり全町民が全国各地に避難している。原発事故の収束、福島第一原子力発電所の廃炉、中間貯蔵施設の整備及び避難指示区域の解除などの様々な課題は未だ解決の目処がついておらず、避難生活が長期化することが予想される。					

こうした状況を踏まえ、町民一人一人の復興（生活再建）と町の復興を目指した、復興まちづくり計画を策定し、同計画に基づき、町民一人一人の復興と町の復興に向けた、事業を推進していく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点整備事業】

（加速化交付金（帰還環境整備事業）（1）8、「一団地の復興再生拠点」事業で実施）

復興のさきがけとなる避難指示解除準備区域における双葉町内復興拠点の基本構想をより具体化するために「双葉町中野地区復興産業拠点基本設計」を策定する。可能な部分については復興整備計画を作成の上、復興整備協議会を経て都市計画決定も行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

## 福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	9	事業名	中野地区復興産業拠点アクセス道路整備事業	事業番号	(1)-11-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		100,020(千円)	全体事業費	2,000,000(千円)	

### 帰還環境整備に関する目標

双葉町は、町域の96%に当たる区域が帰還困難区域に、残りの4%に当たる区域が避難指示解除準備区域に、それぞれ指定されている。町は、平成27年3月に策定した「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」により、避難指示解除準備区域から比較的線量が低い双葉駅周辺地区までのエリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。

ビジョンでは、避難指示解除準備区域内であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、廃炉・除染・インフラ復旧等に係る事業所の先行立地を図るとともに、イノベーションコース構想の一環である廃炉関連の研究機関・研修機関等を誘致することとしている。あわせて、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備していくことを考えている。

本事業は、ビジョンにおいて「復興シンボル軸」と位置付けられている、常磐自動車道双葉インターチェンジ(仮称)から、双葉駅周辺地区、一般国道6号、復興産業拠点等を結ぶ道路のうち、一般国道6号以東の一級町道久保前・中浜線等の整備を進める事業である。それにより、「県道井手・長塚線」、「復興産業拠点」の整備と合わせて、町内への産業誘致と町民の避難先からの交通利便性の向上を図り、もって町の復興を加速化することを目標とする。

### 事業概要

本事業は、常磐自動車道双葉インターチェンジ(仮称)と復興産業拠点を結ぶ復興シンボル軸のうち、一般国道6号以東の町道「長塚・両竹線」「久保前・中浜線」「羽山前・沼ノ沢線」合計約1,600mの拡幅・改良を実施するもの。

- ① 一般国道6号から復興産業拠点までの町道の拡幅・改良 L=約850m
- ② 復興産業拠点内の町道の拡幅・改良 L=約750m

### 当面の事業概要

<平成28年度>調査、測量、予備設計、都市計画決定等

<平成29年度>道路・橋梁詳細設計、用地測量、物件調査、用地買収等

<平成30年度>改築工事

### 地域の帰還環境整備との関係

復興産業拠点の整備と合わせて、常磐自動車道に新たに整備される(仮称)双葉インターチェンジから、県道井手・長塚線と相俟って、双葉駅周辺地区、一般国道6号、復興産業拠点等を結ぶ一級町道久保前・中浜線等の整備を進めることにより、町の復興のシンボル軸を形成し、町内への産業誘致と町民の避難先からの交通利便性の向上を図り、もって町民の帰還環境を整備するとともに、町の復興を加速化する。

### 関連する事業の概要

#### 【JR双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】

双葉町では、JR双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。

【中野地区復興産業拠点アクセス道路整備事業（福島県）】

復興産業拠点の整備と合わせて、常磐自動車道に新たに整備される双葉インターチェンジ（仮称）と国道6号を結ぶ、県道井手長塚線の整備を進める。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性